

広報



いのほろ

4

2006
(平成18年4月)

No.14



上野原市長さんと語る会

指定管理者制度を導入します

《指定管理者制度を

導入します》

地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が設けられました。これは、従来行ってきた「管理委託制度」が「指定管理者制度」へと転換されたものであり、当市においても平成18年4月1日から下表の5つの施設に、この制度を導入

します。

※「公の施設」とは、運動施設

や福祉施設、教育文化施設など市民のみなさんに直接利用していただく施設をいいます。

これまで、地方自治体が公の施設の管理を外部に委ねる場合は、地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限ら



指定管理者制度を導入する
上野原老人福祉センターとふるさと長寿館



れていて、管理委託として行

っていました。この指定管理者制度により、民間事業者を含む幅広い団体に施設の管理を委ねることができるようになりました。また、施設の使用許可など委ねる内容の幅も広がり、施設の設置目的が有効的に達成できるようになりました。なお、指定管理者として団体を指定する場合には、議会の議決を経る必要があります。

《指定管理者制度の

目的と効果》

- ・ 多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応できること。
- ・ 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用できること。
- ・ 住民サービスの向上が図れること。
- ・ 経費の節減等が図れること。

《指定管理者制度が

導入される5つの施設》

市においては、平成17年4月19日に、「上野原市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」を策定し、市の施設の管理運営の方法について検討を行ってきた。平成18年4月1日からは、次の5つの施設にこの制度を導入します。

なお、他の施設についても導入に向けて継続的に検討を行い、制度の有効的な活用を図っていきます。

指定管理者制度の取り組み状況は、広報やホームページへ随時掲載し、お知らせしていきます。

●問い合わせ
政策秘書室
政策秘書担当
(☎62-3210)

指定管理者制度を導入する5つの施設

施設	指定管理者	指定期間
上野原老人福祉センター	社会福祉法人 上野原市社会福祉協議会	3年間
秋山老人福祉センター	社会福祉法人 上野原市社会福祉協議会	3年間
ふるさと長寿館	クレイン農業協同組合	3年間
羽置きの里 びりゅう館	西原地域活性化推進協議会	3年間
平野田休養村	鶴川溪谷平野田休養村協同組合	3年間

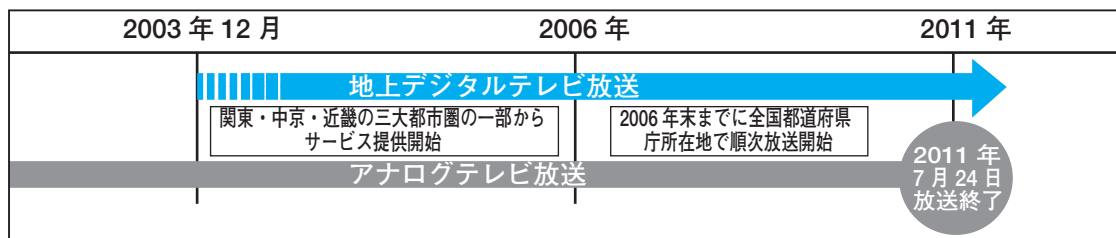
※秋山マス釣場は、町村合併前に導入しています。

地上デジタルテレビ放送って何？

■地上デジタルテレビ放送って何？

地上デジタルテレビ放送の特徴は、放送をデジタル情報として送信することで、高画質・高品質な映像・音声サービスを実現します。現在、パソコンやデジタルカメラ、携帯電話、CD、DVDなどデジタル技術を用いた製品が多くなっている中で、身近なテレビについてもデジタル化することによって、これらの情報通信メディアと連携し、アナログ放送ではできなかった様々なサービスを実現します。

■地上デジタルテレビ放送スケジュール



現行のアナログ放送は、2011年7月に終了する予定です。

■地上デジタルテレビ放送移行後における問題点

地上波民放の放送免許は、原則県域単位に与えられます。地上デジタルテレビ放送移行後、民放連は区域外の再送信を禁じる方針を打ち出しています。また、有線テレビジョン放送法では、CATVが地上波放送などを同時再送信するためには、「放送局側の同意を得ることが必要」と定めています。こうしたことから、山梨県における放送局は3局（NHK甲府・テレビ山梨(UTY)・山梨放送(YBS)）となり、従来どおり東京波(NHK、日本テレビ(NTV)、東京放送(TBS)、フジテレビジョン(CX)、テレビ朝日(ANB)、テレビ東京(TX)等)をCATVで同時再送信するためには、「再送信を行う局とエリア内を放送対象とする放送局に同意を得ることが必要」となります。

■上野原市の現状と対策

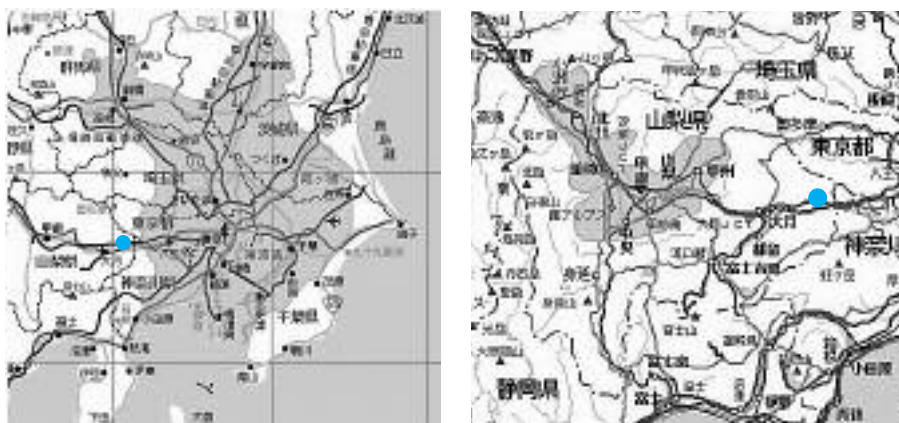
上野原市の状況は、社団法人地上デジタル放送推進協議会が示す、2006年時点で放送を開始、または、予定している放送エリア図では、山梨県圏域および関東広域圏の放送エリアから外れているため、難視聴地域に該当しています。

実際、市の行った調査では、各戸での単独受信が可能で、地上デジタルテレビ放送が、全チャンネル視聴可能な世帯も全体の数パーセント存在しています。しかし、残りのほとんどの世帯では、一部または全チャンネルの視聴が困難な状況という結果も出ています。

こうした状況のもと今後の計画としては、市独自で各家庭まで光ファイバを敷設し、その資産を第三セクターへ貸し出します。また、光ファイバによる大容量の双方向性を利用し、CATVで地上デジタルテレビ放送への対応を行います。そして、高速インターネットサービスやIP電話サービス・告知放送サービス等の事業を展開し、住民サービスの向上や地域の発展、情報の地域格差の解消に取り組みます。

なお、今後の事業計画については、順次、ホームページや広報などでお知らせします。

地上デジタル放送のエリア図



関東広域圏

山梨県圏域

●問い合わせ 企画課情報推進担当(☎62-3118)

一時保育のご案内

上野原市では、保護者の短時間・断続的労働、災害、冠婚葬祭、病気等、および育児疲れなどの私的理由により、一時的に家庭での保育ができなくなった場合に、保育所でお子さんを一時的にお預かりします。

● **利用開始日**

平成18年4月8日(土)から
4月3日(月)から受付

● **対象児童**

上野原市にお住まいで、満1歳(甲東保育所では満3歳)以上、小学校就学前までの児童



▲保育の様子

● **利用できる保育所および実施日・時間**

保育所名	実施日	時間
上野原第一保育所	土曜日	午前8時30分～午後4時30分 (午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時まで延長可)
秋山保育所	月～金曜日	午前8時30分～午後4時30分 (午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時まで延長可)
	土曜日	午前8時30分～12時30分
甲東保育所	月～金曜日	午前8時30分～午後4時30分
	土曜日	午前8時30分～12時30分

区分		3歳未満児	3歳以上児
午前	8時30分～12時30分	1,400円	800円
午後	12時30分～4時30分	1,400円	800円
延長	1時間あたり	400円	300円
食事代	1食あたり	200円	200円
傷害保険料	1年間 (3月31日まで有効)	700円	700円

※祝日および12月29日～1月3日の保育所休所日は、一時保育は実施しません。

※土曜日については、私的理由による一時保育は実施しません。
※保育所の行事等の都合により、一時保育を実施できない日があります。

● **保育料**

● **申込み手続き**

※甲東保育所では給食はありません。
※すでに正規保育所へき地保育所に入所している児童が、保育時間等の都合により一時保育を希望する場合は、入所している保育所の保育時間と重複する部分については、保育料の減免があります。

原則として保育を希望する日の5日前(保育所の休所日を除く)までに、直接、希望する保育所にお申し込みください。なお、緊急の場合を除いて、事前に面接をしていただくこととなります。(面接時に健康保険証を持参してください。)

● **持ち物**

- ・着替え一式(おむつ使用の場合は必要量)
- ・お手拭タオル
- ・コップ、はし、スプーン、エプロンなど
- ・上履き
- ・汚れ物入れ(スーパリーの袋など)
- ・帽子
- ・連絡帳(保育所で用意します)

※すべてのものに記名しておいてください

さい。

●**服装**

・動きやすいもの

・汚れてもよいもの

●**注意事項**

・保育は、現に保育所に入所している児童と一緒にいきます。

・送り迎えは、保護者または保護者に代わる方が行ってください。その際は、必ず職員の点検を受けてください。

・緊急時に保育所からの連絡ができるように注意してください。

・ぜんそく、アレルギー等特異体質がある場合は、事前にお知らせください。

・病時および予防接種後のお預かりはできません。

・薬は原則としてお預かりできません。

・利用する日のお子さんの健康状態、精神面で普段と違う点や、気掛かりなどところがあるときは、職員にお知らせください。

・決められた保育時間を守ってください。やむを得ない事情で超過してしまうときは、必ず保育所へ連絡してください。

・やむを得ずキャンセルする場合は前日までに必ず連絡してください。当日のキャンセルおよび無連絡でのキャンセルの場合は、料金をいただきます。

・時間の変更の場合は、前日までに連



▲在園児と一緒に保育を行います。

絡してください。

・保育料は、お子さんを預けた日に直接、保育所に納めてください。

・幼いお子さんは、知らない場所やなじみのない環境で長い時間を過ごすことが得意ではありません。ご家庭と保育所とでお子さんの状態を確かめ合いながら、お子さんが少しでも楽しく過ごせるようにしましょう。

●**申込み・問い合わせ**

上野原第一保育所 (☎63-0508)

秋山保育所 (☎56-2604)

甲東保育所 (☎66-2105)

福祉課子育て支援担当 (☎62-3115)

子育てサポート制度をご存じですか

「保育サポーター」をご利用ください

保育サポーターとは、厚生労働省所管の(財)21世紀職業財団が実施する「保育サポーター養成講座」を受講した専門知識を持つ、子育て経験豊かな方々が、家庭での保育のお手伝いを行う制度です。保育所や幼稚園の送迎に間に合わない、幼稚園が休園の時、その他の用事等のとき、サポーターが保育のお手伝いをします。

《利用を希望する場合》

- ①(財)21世紀職業財団山梨事務所に連絡します。
- ②地域、子どもの年齢、希望する条件等を伝えます。
- ③希望に沿ったサポーターを紹介されます。
- ④直接サポーターと保育時間や報酬等、詳細の条件について確認します。
- ⑤保育を依頼します。

(財)21世紀職業財団山梨事務所
(☎055-254-2020)

ご存じですか？ 緊急サポートネットワーク

子どもが病気になったとき、ずっと付き添って看病してあげたい。でも会社も休めない。こんなときみなさんはどうしていますか。

緊急サポートネットワークとは、子どもの病気などの緊急時に、専門技術を持つスタッフや子育て経験者が子どもを引き取り、サポート会員の自宅等で預かる新しいネットワークです。病児・病後児の預かりや、通院付き添いの他、宿泊にも対応することが可能です。

山梨県内では、(社)ひかりの里かんがるーポケットが厚生労働省から委託を受けて事業を実施していて、上野原市内においても2名のスタッフが在籍しています。

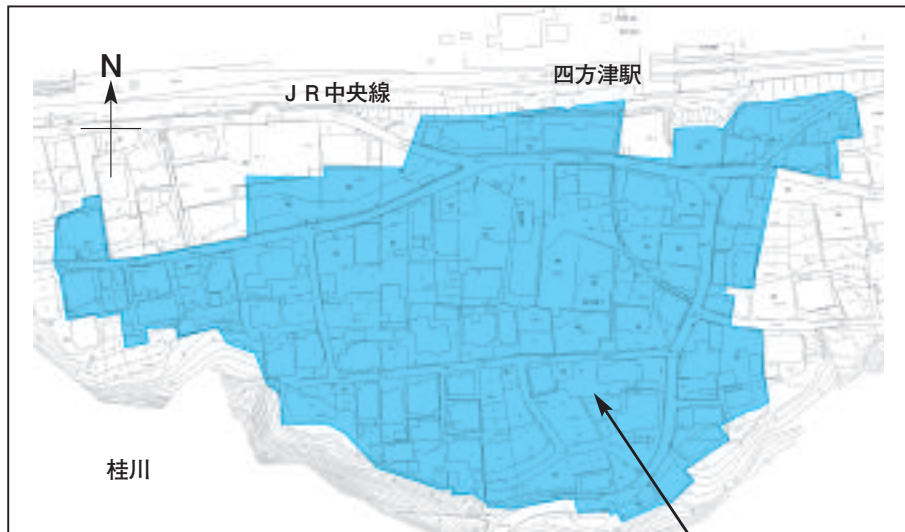
サポートを受けるには原則として会員登録が必要です。サポートを希望する方は、いざというときのために、会員登録をおすすめします。

●**申込み・問い合わせ** (社)ひかりの里かんがるーポケット(☎055-255-3551)

平成18年度下水道供用開始予定区域

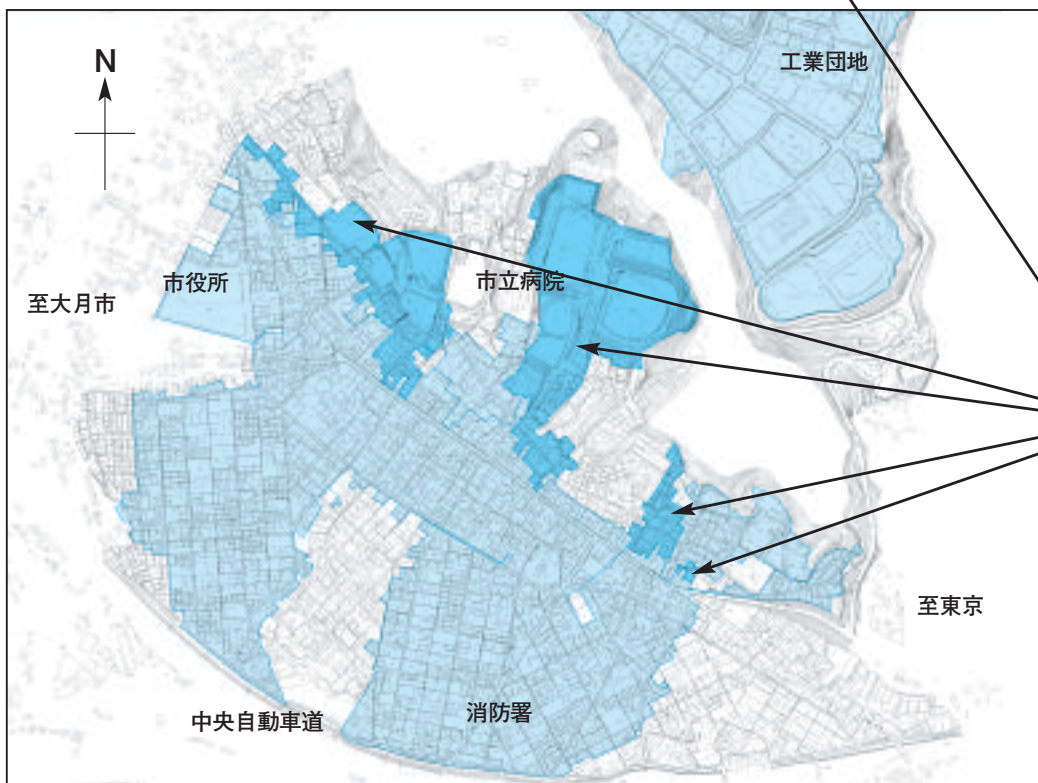
下水道のはなし

奥平区



薄い青色で表示されている区域は、すでに、供用開始されている区域です。

上野原地区



新たに編入される区域

平成18年4月1日に、下水道供用開始区域が図のとおり拡大されます。(濃い青色で表示された部分)
 下水道が供用開始になると個人の家の汚水を下水道に流せるようになるなど、快適な生活環境を確保することができます。

●受益者負担金
 受益者負担金賦課対象区域が本年2月に公告されましたので、区域内のみなさんには下水道事業受益者申告書を送付します。みなさんにはこの申告書に基づき申告していただくこととなります。

また、減免・猶予の申請をされる方は、受益者申告書の提出と併せて申請をお願いします。

なお、受益者負担金は下水道の整備が行われた区域全員の方々に賦課されるもので、区域内に居住している方であれば、誰にでも平等に負担していただく性質のものです。

受益者負担金制度

下水道が完備すると、浄化槽なしで水洗トイレの使用が可能になり、台所、浴室、便所などの排水は衛生的に排除でき、家の中はいつも快適になります。

しかし、下水道事業は下水道管の敷設やポンプ場・終末処理場などの建設に、莫大な費用と長い年月を要します。さらに、道路や公園などとも異なり、下水道の整備によって利益を受ける人々が、下水道のできた地区の人たちに限られているという、特殊な形態を持つ事業でもあります。そのため、下水道の整備により利益を受ける方々に、建設費の一部を平等に負担していただき、公平性を保ちながら下水道の建設を促進していくというのが「受益者負担金制度」の目的でもあります。

この制度は、「都市計画法75条」並びに「地方自治法224条」に基づいています。

受益者負担金とは？

<p>【例1】</p> <p>居住者…Aさん 家屋所有者…Aさん 土地所有者…Aさん</p>	 <p>Aさん</p>	<p>受益者はAさん</p>
<p>【例2】</p> <p>居住者…Bさん 家屋所有者…Aさん 土地所有者…Aさん</p>	 <p>Aさん Bさん</p>	<p>受益者はAさん</p>
<p>【例3】</p> <p>居住者…Bさん 家屋所有者…Bさん 土地所有者…Aさん</p>	 <p>Aさん Bさん</p>	<p>受益者はBさん</p>
<p>【例4】</p> <p>居住者…Cさん 家屋所有者…Bさん 土地所有者…Aさん</p>	 <p>Aさん Bさん Cさん</p>	<p>受益者はBさん</p>

下水道建設工事費の大部分は、国や県の補助金と市の財源でまかなわれています。

下水道を利用できる区域にお住まいのすべての世帯の方々に、建設費の一部として公平に収めていただく負担金が「受益者負担金」です。

受益者負担金は、水道メーターの数および口径等によって賦課されることとなります。



●問い合わせ
下水道課庶務担当 ☎62-3145

狂犬病の予防注射

平成18年度狂犬病予防注射を次の日程で実施します。生後91日以上の犬を飼育している方は、最寄りの会場で注射を受けてください。

集合予防注射は年1回のため、集合注射期間以後90日になる犬、お産その他の事情で注射を受けられなかった犬は、随時、獣医師のところで直接受けてください。

予防注射時の事故防止のため、「食欲のない犬」「妊娠末期の犬」「病気中の犬」の場合は、集合注射時に担当獣医師に申し出てください。

当日は、各会場とも混雑が予想されますので、犬は丈夫な鎖か綱でつないで、注射の際、犬をしっかりおさえられる人がお連れください。

また、料金は釣銭のないようにお願いします。

なお、はがきによる通知が届いている方は、当日受付に提出してください。

ただし、平成18年4月1日現在で犬の登録をしていない飼い主の方は、下記料金に登録料3000円が加算されますのでご注意ください。

◎参考

犬の鑑札再交付手数料は1600円、注射済票再交付手数料は340円がかかります。

★注意

狂犬病の予防注射は、従来と同様に

毎年6月30日までに受けなければなりません。

犬の飼い主は、法律に基づき登録と注射を受けた犬に、鑑札と注射済票をつけなければなりません。

●問い合わせ 生活環境課生活環境担当 (☎62-3114)



●注射手数料

	獣医師の訪問により 受けた場合	病院で受けた場合	会場で受けた場合
注射済票	550円	550円	550円
注射料	4,050円 (2頭目から3,550円)	3,350円	2,850円
合計	4,600円	3,900円	3,400円
新規登録をする方は 新規登録料	3,000円	3,000円	3,000円

平成18年度 狂犬病予防注射日程表 (敬称略)

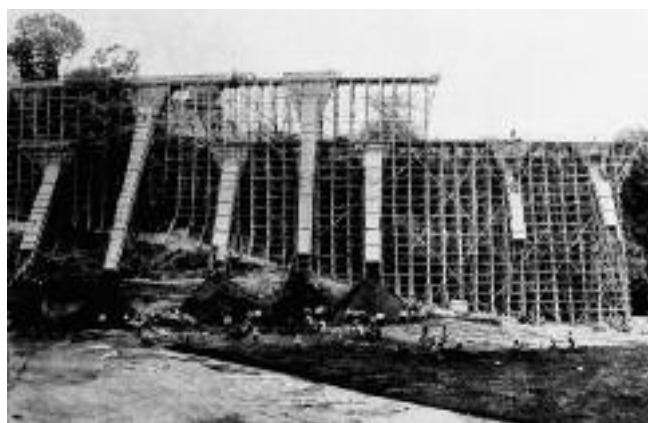
月日	地区	会 場	受付時間	月日	地区	会 場	受付時間
4月11日(火)	桐原・西原	旧尾続分校前	9:00 ~ 9:10	4月14日(金)	桐原・上野原・甲東	椿集会所前	9:00 ~ 9:10
		用竹 石井和夫宅前	9:20 ~ 9:30			小伏 白鳥太一宅前	9:20 ~ 9:30
		初戸 橋本材木店前	9:50 ~ 10:00			黒田 黒田正博宅前	9:40 ~ 9:50
		腰掛集会所前	10:10 ~ 10:20			井戸 石井敏正宅前	10:00 ~ 10:10
		飯尾区民会館前	10:30 ~ 10:40			先祖・丸畑集会所前	10:20 ~ 10:30
		原地区集会所前	10:50 ~ 11:00			奈須部公民館前庭	10:40 ~ 10:50
		市役所西原支所駐車場	11:10 ~ 11:20			諏訪神社	11:10 ~ 11:40
		田和 橋本土建前	11:30 ~ 11:40			野田尻 落合昭宅前	13:10 ~ 13:20
		旧六藤分校前	13:00 ~ 13:10			矢坪橋横	13:40 ~ 13:50
		藤尾 蔵春院前	13:20 ~ 13:30			棚頭 中村一匡宅前	14:10 ~ 14:20
		日寄橋横	13:40 ~ 13:50			市役所甲東支所前	14:30 ~ 14:40
		消防署桐原出張所前	14:00 ~ 14:10			東区消防庫前	14:50 ~ 15:00
		大垣外 網野治行宅前	14:20 ~ 14:30			瀬瀨 市川好子宅前	15:10 ~ 15:15
		旧日原バス停前	14:50 ~ 15:00			和見消防庫前	15:30 ~ 15:35
旧桐原支所(市役所)入口	15:10 ~ 15:20	芦垣 守屋利行宅前	15:50 ~ 16:00				
4月12日(水)	秋山	無生野停留所	9:00 ~ 9:15	4月18日(火)	大鶴・上野原・巖	鶴川 志村雅士宅前	9:10 ~ 9:20
		浜沢停留所	9:20 ~ 9:30			大倉 山王神社前	9:40 ~ 9:50
		原停留所	9:35 ~ 9:45			大曾根消防庫前	10:00 ~ 10:10
		尾崎停留所	9:50 ~ 10:10			大柵 鈴木正人宅前	10:30 ~ 10:40
		寺下停留所	10:15 ~ 10:35			日野 市川正末宅横	11:00 ~ 11:10
		板崎停留所	10:40 ~ 11:00			上野山 志村喜好宅前	11:20 ~ 11:30
		アズマ商事下	11:05 ~ 11:20			江戸銀前駐車場	13:20 ~ 13:40
		大地停留所	11:25 ~ 11:35			山風呂 長田一雄宅入口	13:50 ~ 14:00
		秋山中央給油所横	11:40 ~ 11:55			八米公民館前	14:10 ~ 14:20
		中野停留所	13:00 ~ 13:15	新田倉 梶原工務店前	14:30 ~ 14:40		
		神野停留所	13:20 ~ 13:35	コモアしおつ石の公園前	15:00 ~ 16:00		
		小和田停留所	13:40 ~ 13:55	4月20日(木)	島田・巖	田野入 大房商店横	9:00 ~ 9:10
		古福志停留所	14:00 ~ 14:15			鶴島 神明社前	9:20 ~ 9:30
		桜井停留所	14:20 ~ 14:40			鶴島 河内春雄宅前	9:40 ~ 10:00
		三好屋商店横	14:45 ~ 15:05			駒門 薬師堂前	10:10 ~ 10:15
		安寺沢 佐藤昭治宅前	15:10 ~ 15:25			新田水防会館前	10:25 ~ 10:40
		一古沢停留所	15:35 ~ 15:45			上新田消防庫前	10:50 ~ 11:00
		金山 有賀信祐宅前	15:50 ~ 16:00			松留つどいの家(庭)	11:10 ~ 11:20
		八ツ沢老人センター前	11:30 ~ 11:40				
		J Aクレイン巖支店前	13:10 ~ 13:25				
4月13日(木)	上野原・大目	牛倉神社(新一)	9:00 ~ 9:20	杖突 水越徳宅前	13:40 ~ 13:45		
		牛倉神社(新二)	9:30 ~ 9:50	久保 小俣宅前	13:55 ~ 14:05		
		牛倉神社(新三)	10:00 ~ 10:20	川合 崇福寺前	14:40 ~ 14:50		
		渡辺パチンコ店前	10:30 ~ 10:50	J R四方津駅前	15:00 ~ 15:20		
		原自治会館前	11:00 ~ 11:20	コモアしおつ風の公園前	15:30 ~ 16:20		
		市役所正面玄関前	11:30 ~ 11:50				
		日向 中村主税宅前	13:10 ~ 13:15				
		市役所大目支所前	13:30 ~ 13:50				
		第5部消防庫前	14:10 ~ 14:15				
		日留野 米山正利宅前	14:30 ~ 14:40				
		大田バス停前	14:50 ~ 14:55				
		犬目消防庫前	15:10 ~ 15:20				

八ツ沢発電所施設が 国重要文化財に指定

駒橋取水口～大野調整池～八ツ沢発電所の一部



八ツ沢発電所（上野原市八ツ沢）写真にある送水管や手前の施設は未指定です。



大野調整池のダム建設工事(明治末～大正初期)

資材搬入を目的に四方津駅が開業するなど、地元の近代化が一気に進みました。建設当時は東洋一の規模を誇る発電施設として国定教科書や絵葉書で紹介され、住民自慢の種でした。

●問い合わせ

社会教育課社会教育担当 ☎62-3409

上野原市と大月市にまたがる東京電力の八ツ沢発電所施設が、平成17年12月27日付けで国重要文化財に指定されました。我が国の重要文化財の中では最大規模です。

八ツ沢発電所施設は、明治43年から大正3年に建設された水路式発電施設です。範囲は大月市駒橋の取水口から上野原市の大野調整池を経て、八ツ沢発電所まで約14kmにわたり、このうち、八ツ沢にある発電施設の一部を除く大半が指定されました。大規模な調整池を有する我が国最初期の本格的な水力発電所施設で、水路トンネル・水路橋・えん堤など様々な構造物に高い建設技術が施されており、土木技術史上高く評価されています。

今回の指定で、市内にある国指定文化財は上野原の大ケヤキ、無生野の大念仏に続いて3件となり、指定文化財は全部で62件となりました。

なお、発電所の詳細については上野原町誌に載っています。

ハツ沢発電所施設マップ

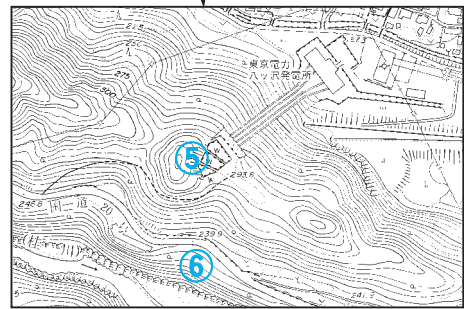
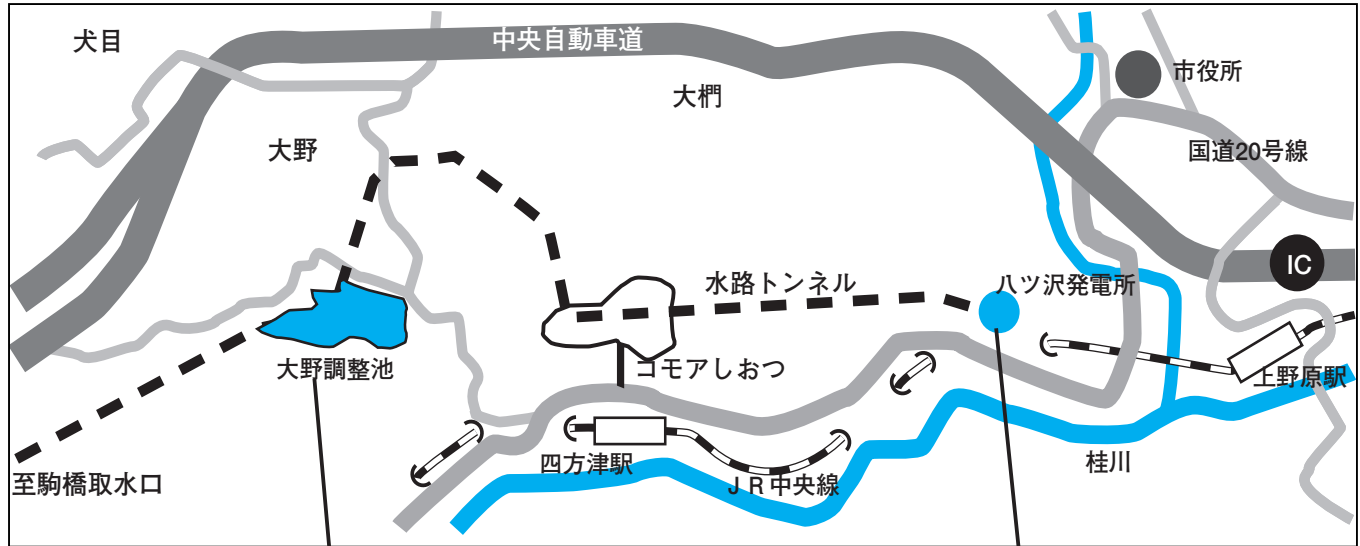
指定物件：取水えん堤・制水門・沈砂池（大月市駒橋）

大野調整池えん堤・制水門・余水路（上野原市大野）

水槽・水槽余水路（上野原市ハツ沢）

これらを結ぶ水路・水路橋など14か所6基の建造物および大野調整池

注意：これらの施設は稼働中の発電所であるため、大野調整池の一部を除いて立ち入りできません。



①大野調整池

周囲に遊歩道などが整備され、市民憩いの場となっています。



②調整池えん堤

土えん堤。長さ309.1m。高さ37.3m



③調整池制水門

石、レンガおよびコンクリート造七連制水門。延長36.8m



④調整池余水路

石、レンガおよびコンクリート造。延長425.4m



⑤ハツ沢発電所水槽

石、レンガおよびコンクリート造。面積1,080㎡



⑥水槽余水路

石。レンガおよびコンクリート造。延長157.6m



補助金制度

市では、ごみの減量化と資源化を図り、清潔で豊かな環境づくりに取り組むために補助金制度を実施しています。

● **生ごみ処理容器設置費補助金**

市内に居住し、次のいずれかに該当する方。

- ・市税を完納している方
- ・市税が課税されていない方
- ・その他市長が特に必要と認められた方

《**対象基数**》

コンポスト容器は1世帯2基まで、電動生ごみ処理機は1世帯1基までとします。

《**補助金額**》

設置費(消費税額を除く)の2分の1の額とし、次の額を上限とします。

- ・コンポスト容器：5千円
- ・電動生ごみ処理機：2万円

《**購入先**》

市内の農協各支店および家電販売店など

● **ごみステーション設置費補助金**

《**交付対象**》

新たにゴミステーションを設置する地区および団体で、区長が認めたもの。

《**補助金額**》

設置費(消費税額を除く)の2分の1の額とし、3万円を上限とします。

《**購入先**》

市内の鉄工所など

※新しい場所に集積所を設置する際には、事前にクリーンセンターとの協議が必要になります。

● **集団資源ごみ回収奨励金**

《**交付対象**》

市内に居住している方々で組織された営利を目的としない団体

《**補助金額**》

- ・紙類(段ボール、新聞紙、雑誌、紙パック)：1kgあたり3円
- ・ビールビン：1本あたり3円
- ・雑ビン(一升瓶等)：1kgあたり5円

- ・ペットボトル：1kgあたり50円
- ※ビン類は、酒店などに引き渡した場合でも奨励金の対象になります。
- ※ペットボトルは、キャップとラベルを取り除き、軽く中をゆすいで出してください。汚れているものは対象外です。

《**その他**》

- ・団体の構成員により3千円から7千円(基本額)

くぎなどの金属を取り除いてください

木材や家具類をクリーンセンターに持ち込む場合には、必ずくぎなどの金属を取り除いてください。

このほど、クリーンセンターでは、施設内の裁断機の修理をしました。これは、金属を裁断したための刃こぼれや無理な稼働による損傷が主な原因です。金属などが取り除いてない場合には、お引き取りしません。

なお、産業廃棄物(建築廃材等)は持ち込めません。

● **問い合わせ** クリーンセンター(☎63-5353)



新年度からの要介護認定

4月から介護保険法が改正され、サービスに介護予防を導入することとなりました。

《**対象者**》

4月1日以降の要介護等認定者(更新申請者は4月1日以降有効期間対象者)については、現行までの6段階の認定区分が、7段階に細分化されます。

具体的には、要支援1と2という、認定区分が新設されます。介護認定によりこの区分に判定された方で、介護保険サービスの利用を希望される方は、介護予防を視野に入れたサービス内容の提供を受けることとなります。

《**要支援1または2と判定された方のサービス利用**》

これらに判定をされた方で、介護保険サービスを希望される方は、新たに市役所に設置された地域包括支援センターの職員が、ケアプランを

作成することとなります。(民間の居宅介護支援事業者は、原則要介護認定を受けた方のみケアプランを作成)

市に要介護認定の申請を行い、要支援1または2の判定を受けた方で、サービス利用を希望する方は、地域包括支援センター(☎62-4133)にご連絡ください。

《**サービス内容**》

要支援1または2の判定を受けた方には、従前の介護保険サービス(介護給付)と違い、身体の状態を維持・改善できるように介護予防を中心としたサービス(予防給付)が提供されます。

予防給付は、従前の介護保険サービスの前に介護予防という名称をつけた呼び名(例えば「介護予防訪問介護」)に変わります。

この「介護予防」がついたサービスは、今までのできないところを補完するサービスでなく、一緒に実施すること等により、利用者の自立を促す内容に転換し、提供されることとなります。

● **問い合わせ** 長寿健康課高齢者介護担当(☎62-4133)

保健だより 4月



問い合わせ
保健担当
電話 62-4134

★母子健康手帳交付・妊婦相談日

- ◎日 時 毎週火・木曜日
午前9：00～11：00
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）

★乳幼児健診（4/1～5/10までの予定）

《上野原会場》

	実施日	該当児	持 ち 物
9～10 か月児	4月4日 (火)	平成17年 6月生	母子健康手帳 バスタオル・問診票
1 歳 6か月児	4月19日 (水)	平成16年 9月・10 月上旬生	母子健康手帳 歯ブラシ・問診票
3 歳 児	4月28日 (金)	平成15年 1月・2月 月上旬生	母子健康手帳・歯ブラシ コップ・問診票・早朝尿
2 歳 児 歯 科	4月25日 (火)	平成16年 3月・4月 月上旬生	母子健康手帳 歯ブラシ・問診票

- ◎受付時間 午後1：00～1：20
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
- ※対象児にはお知らせを郵送します。

《秋山会場》

	実施日	該当児	持 ち 物
乳幼児 健診	4月21日 (金)	通知 します	母子健康手帳 バスタオル・問診票 早朝尿（3歳児のみ）

※健診ごとに受付時間が異なりますので、対象児への個別通知にてお知らせします。

★春期小児まひ（ポリオ）予防接種

- ◎対 象 児 接種日に3か月～7歳5か月の乳幼児

対 象	実施日
1 回 目 の 接 種 対 象 児	5月9日（火）
2 回 目 の 接 種 対 象 児	5月10日（水）
整 理 日	6月7日（水）
秋 山 地 区 の 対 象 児	5月16日（火）

※接種者が集中するのを避けるため、1回目・2回目それぞれの対象者の実施日に来てください。
※1回目と2回目の接種間隔が長期間あいても、必ず2回接種してください。

- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
- ◎受付時間 午後1：15～1：40
- ◎持 ち 物 母子健康手帳、予診票、ボールペン
- ※5月16日の会場は国保直営診療所（秋山診療所）
- ◎受付時間 午後1：40～2：00

★生活習慣病予防健診・介護予防健診

- ◎場 所 秋山中学校体育館
- ◎日 時 5月13日（土）午前8時～
- ◎対 象 者：生活習慣病予防健診は20歳～65歳
：介護予防健診は66歳以上
(H18・4・1～H19・3・31に上記の年齢になる方)
- ※健診の詳細は、18年度上野原市保健事業のご案内をご覧ください。

★1日人間ドック

- ◎対 象 者 市内に住民票のある35歳以上の方
(今年度中に35歳になる方も含む)
- ◎検 診 料 自己負担金 8,000円（昼食代含む・オプション検査は別途）
婦人科を受診される方は9,700円（子宮がん1,000円・乳がん700円）

実施機関	問い合わせ・申込み	送迎
クアハウス石和(笛吹市)	055-263-7071	一部あり
山梨県厚生連健康管理センター(甲府市)	0120-28-5592	一部あり
仁会和総合病院健診センター(八王子市)	042-644-3721	なし

※オプション検査・料金・実施日など、詳細は各施設へお問い合わせください。

※平成18年4月1日の介護保険制度改正に伴い、健康な高齢者を対象に介護予防を目的とした地域支援事業が開始されます。

これに伴い、65歳以上で人間ドックを受診される方に「基本チェックリスト」問診票を同封させていただきます。当てはまる項目に印をつけ、受診日当日ご持参ください。（厚生連実施分のみ）

※4月1日からしばらくの間、上野原市立病院での人間ドックは休止となりますのでご了承ください。（連絡先☎62-5121）

★すこやか健康相談（4/1～5/10までの予定）

実施日	場 所	時 間
4月12日（水）	秋 山 公 民 館	午前 9：30～11：00
4月14日（金）	保 健 セ ン タ ー	午前 9：00～10：00 糖尿病が気になる方 午前10：00～11：00 一般健康相談
4月21日（金）	西 原 支 所	午前 9：30～11：00
5月10日（水）	秋 山 公 民 館	午前 9：30～11：00

- ◎対 象 者 市内にお住まいの方で、生活習慣病予防健診や人間ドック受診者の中で糖尿病が気になる方および健康相談を希望の方

- ◎内 容 血圧測定・血糖値測定、尿検査、体重測定、体脂肪測定等

- ◎持 ち 物 健康手帳（持っていない方には当日交付します。）
筆記用具

- ◎注 意 血糖値検査では空腹時の血糖を測定しますので、当日の朝食はなるべく食べないようにしてください。（湯茶は可）

※秋山地区の健康相談では、母子健康手帳交付、妊婦・乳幼児相談も行います。



4月の「子育てプレイルーム」のお知らせ

市教育委員会では月2回もみじホールの一室を「子育てプレイルーム」として開放しています。

親子が安心して遊べる場所、情報交換の場所として気軽にご利用ください。

●日時 4月12日(水)・26日(水) 午前9時～正午

●利用方法 新年度になりますので、希望者は新規にお申し込みください。

●申込み・問い合わせ 社会教育課社会教育担当(☎62-3409)

環境家計簿モニターを募集します

環境問題に関心をお持ちの方。地球温暖化防止・省エネ化への取り組みとして「環境家計簿」をつけてみませんか。

環境家計簿は、生活の中で使用するエネルギーの量などを月ごとにつけていくことで、温室効果ガスの排出量を計算することができるものです。

●対象者 市内在住の方

●募集期間 4月20日(木)まで

●モニター期間 6月から9月まで

●内容 記入用紙への記入(月ごとに記入)

●申込み・問い合わせ 市生活環境課生活環境担当(☎62-3114) または 県循環型社会推進課環境活動担当(☎055-223-1503)

ダム流木・流芥チップを無料配布します

相模ダム管理所では、昨年ご好評いただいたダム漂着物から作成した2種類のリサイクルチップを今年も無料で配布します。

流木チップは、そのまま庭や遊歩道に敷けば、雑草の発生やぬかるみ防止、自然な雰囲気演出、歩くときのクッションなど色々な効果が期待できます。

また、流芥チップは、小枝・草・落ち葉などを粉砕したもので、土と肥料を混ぜることで園芸や家庭菜園の培養土としても利用できます。



▲ダム流木・流芥チップ

●配布期間 4月10日(月)～14日(金)までの午前9時～午後4時まで

●問い合わせ 相模ダム管理所(☎042-684-3521)

危険物取扱者試験を実施します

(財)消防試験研究センター山梨県支部では、危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

●試験種目 甲・乙・丙種

○試験日 6月10日(土)

○場所 都留文科大(都留市田原3-8-1)

○試験日 6月18日(日)予定

○場所 山梨学院大(甲府市酒折2-4-5)

●願書受付期間・場所

・5月8日(月)～12日(金)

消防試験研究センター山梨県支部

・5月8日(月) 大月市消防本部

・5月9日(火) 富士五湖消防本部

・5月10日(水) 峡南消防本部

※願書は、市消防本部に用意してあります。

●問い合わせ 市消防本部消防課予防担当(☎62-4111)

春の全国交通安全運動が行われます

新しい生活が始まるこの時期は、初めて学校へ通う新入学児童が事故に遭うケースが多くなります。

ドライバーのみなさん、子どもやお年寄りを見かけたら、スピードを落とし、場合によっては一時停止をするなどして、通行の安全を確保してあげましょう。

●期間 4月6日(木)～4月

15日(土)の10日間

●年間スローガン

「運転は 人に社会に 思いやり」

●運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

●運動の重点

①自転車の安全利用の推進

暴走・蛇行運転や二列走行などの迷惑走行や、二人乗り、携帯電話を使用しながらの運転、傘差し運転はやめましょう。また、交差点

では必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

②シートベルトとチャイルド

シートの正しい着用の徹底

シートベルトやチャイルドシートは事故の被害を軽減する効果があります。

※チャイルドシートは体格にあつた物を正しく使用しましょう。

③飲酒運転悪質・危険な運転の追放

飲酒運転は重大事故につながるおそれがあります。罰則も重くなっています。少しでも飲んだら、車の運転はしないでください。

●問い合わせ 生活環境課生活環境担当(☎62-3114)

スポーツ少年団では 団員を募集しています

市体育協会所属スポーツ少年団では、団員を募集しています。当市には、次の27団体のスポーツ少年団がありますので、入団希望がある場合は、市体育協会事務局までお問い合わせください。

- 1 平和ファイアーズ(野球)
- 2 四方津ファイターズ(野球)
- 3 大鶴リトルフレンズ(野球)
- 4 上野原ゼルコウバ(野球)
- 5 上野原リトルジャイアンツ(野球)
- 6 島田タイガース(野球)
- 7 Y・Sフェニックス(野球)
- 8 秋山少年野球(野球)
- 9 桂畔ソフトテニス
- 10 F・C上野原(サッカー)
- 11 コモアサッカー
- 12 上野原バレーボール
- 13 C S C卓球・バレーボールクラブ
- 14 上野原空手道
- 15 松涛会上野原支部(空手)
- 16 北神館空手道
- 17 秋山空手道
- 18 山梨上野原(少林寺拳法)
- 19 上野原円道クラブ(合気道)
- 20 上野原剣道
- 21 天心館(剣道)

国民年金加入の みなさんへ

《平成18年度 国民年金保険料》

平成18年度の国民年金保険料額は、月額1万3860円です。平成18年度分の納付書(国民年金保険料納付案内書)は4月上旬頃、社会保険庁からご本人あてに送付されます。

保険料は全国の金融機関のほか、郵便局、コンビニエンスストアでも納めることができます。毎月の保険料は翌月末が納付期限ですので、忘れずに納めましょう。

《前納割引》

国民年金保険料の4月分から翌年の3月分までを4月末日(休日の場合は、翌日)までに前納すると、保険料が割引されます。現行の保険料年額

- 22 西原剣友会(剣道)
- 23 秋山剣道
- 24 ウエノハラレスリング
- 25 コモアミニバスケットボール
- 26 上野原ジュニアバスケットボール
- 27 上野原柔道愛好会

●問い合わせ 市体育協会事務局(☎62-3409)

16万6320円を前納した場合には、保険料は年額で16万3370円となり、2950円割引となります。
5月以降でも該当月から翌年3月までを前納すると割引額は該当月によって異なりますが割引されます。年度途中で希望をする方は、山梨社会保険事務局大月事務所または市役所国保年金担当までお問い合わせください。

《障害基礎年金と老齢厚生年金等の同時支給が可能になります》

今まで、障害基礎年金と老齢厚生年金は同時に受けとることができず、障害基礎年金の受給権者にとっては、障害を持ちながら就労して自ら保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい仕組みとなっていました。

そこで、障害者の就労について、年金制度上も評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、障害基礎年金と老齢厚生年金、または、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられる仕組みに見直されることとなりました。

対象となる方は、平成18年4月に障害基礎年金と老齢厚生年金、または、遺族厚生年金の受給権がある65歳以上の方です。

なお、同時支給を選択することで支給額が高くなる方には、平成18年5月頃、「お知らせ」と「年金受給選択申出書」が社会保険庁から郵送される予定です。

●問い合わせ 市民課国保年金担当(☎62-3112)または山梨社会保険事務局大月事務所(☎22-3811)

訂正とお詫び
平成17年2月に発行した「くらしのガイドブック」53ページふるさと長寿館の電話番号に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。
誤 0554-67-2901
正 0554-67-2910
誤 0554-67-2910
正 0554-67-2186

4月の相談日

区分	日時	場所
児童巡回相談	13日(要予約 ☎62-3115) 午前 10:30～午後 3:00	市老人福祉センター
ふれあい福祉相談	毎週月・木曜日 午前 10:00～午後 3:00	市老人福祉センター ☎63-3444
定例人権相談	11日 午前 10:00～正午	もみじホール 3階和室
子供のいじめ相談	毎日 午後 6:00～午後 9:00	奈良貞夫さん宅 ☎63-1029
行政相談所	17日 午前 10:00～午後 3:00	市役所会議室A 秋山公民館
ハローワーク出張相談	18日 午前 10:00～午後 3:00	もみじホール 会議室1
社会保険相談所	13日 午前 9:30～午後 4:00	市商工会
結婚相談所	毎週日曜日 午前 10:00～午後 3:00	織物工業協同組合
学校カウンセラー 教育相談	毎週月曜日～木曜日 午前 9:00～午後 4:00	もみじホール相談室 ☎63-5700 ☎0120-28-7830

税務課よりお知らせ

平成18年度の市税・使用料等の納期は、表のとおりとなります。

市税・使用料等納期一覧表

その他	毎月	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	月別
テレビ受信施設使用料(秋山)	水道使用料 幼稚園授業料 市営住宅使用料 保育所保育料	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	市・県民税	市・県民税	税目等
下水道使用料	偶数月の26日	第8期	第4期	第6期	第7期	第4期	第5期	第3期	第2期	第1期	第1期・全期	期別
9月末日・3月末日	毎月末日(ただし、12月は25日)	28日	31日	25日	30日	31日	10月2日	31日	31日	30日	31日	納期限および口座振替の振替日

※ 納期限が土・日曜日、国民の祝日にあたる場合には、その翌営業日までが納期限となります。
 ※ 口座振替で納税・納入されている方は、納期限前までに預貯金の残高を確認してください。
 ※ 法改正等により納期限が変更になる場合もありますのでご注意ください。

帝京科学大学公開講座

帝京科学大学では、次のとおりアニマルサイエンス学科

回	開催日	時間	演題	講師
1	4月11日(火)	11:20~12:50	鯨類の社会：自然保護の観点から	粕谷俊雄 先生(本学前教授)
2	4月18日(火)		精神科でのアニマルセラピー実践	青木恵理子 先生(犬のしつけ方インストラクター)
3	4月25日(火)		馬の愛護と管理の新しい道	青木 玲 先生(馬の保護管理研究会主宰)
4	5月9日(火)		日本人の動物観	中村禎里 先生(立正大学名誉教授)
5	5月16日(火)		野生哺乳類の観察法と写真撮影法	松岡史朗 先生(NPO法人NFS専任理事/動物写真家)

の授業「アニマルサイエンストピックス」を公開講座として開催します。

お好きな回をどなたでも受講いただけます。

なお、この講座は、「キャンパスネットやまなし」の連携講座です。

●受講料 無料

●定員 各回30名(定員になり次第締め切ります。)

●場所 帝京科学大学本館棟

●申込み方法

4月3日(月)より電話受付開始
 なお、受付時間は、平日の午前9時30分から午後5時までとなります。

●申込み・問い合わせ 帝京科学大学総務課(☎63-6911)

我が家の主役掲載写真募集

元気なお子さんの写真を「広報うえのはら」に掲載し、記念に残してみませんか。

●申込み方法 市役所企画課に用意してある応募用紙に必要事項を記入し、掲載したい写真(デジタルカメラの場合は、フロッピーディスクでも可)を添えて企画課まで持参または郵送してください。

※応募用紙は市のホームページの電子申請窓口、申請書様式ダウンロードからもダウンロードできます。

●写真掲載対象者 市内在住のお子さん

●問い合わせ 企画課計画推進担当(☎62-3118)

第14回全国小学生作文コンクールで入選



2月18日、第14回全国小学生作文コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」において、沢松小学校の渡邊拓海くんが入選し、賞状が贈られました。

受賞した渡邊拓海くんは、「自分でもびっくりしています。受賞に恥じないように勉強をがんばりたい。」と話していました。

麻しんおよび風しん予防接種

平成18年4月1日～平成19年3月31日までの間、次の項目に該当する方で、接種を希望する方は、母子手帳を持参のうえ、保健センターまでお越しください。

- ①接種時に1歳から2歳未満で、麻しんおよび風しん予防接種を未接種の児（かかっていない児を含む）



両方とも接種していない場合は、MR混合ワクチン1期を接種（定期接種）

- ②接種時に1歳から2歳未満で、麻しん風しんどちらかの予防接種を未接種の児（かかっていない児を含む）



どちらか未接種のワクチンを接種（任意接種ですが、接種費用は市が負担します。）

- ③5歳から7歳未満の児で、小学校就学前1年間（幼稚園および保育所の年長児）にある児で、麻しんおよび風しんのどちらの予防接種も接種していない児



麻しん風しん混合ワクチン2期を接種（定期接種）

※定期接種 予防接種法の下での接種

※任意接種 予防接種法には該当しません。

●問い合わせ 長寿健康課保健担当（☎62-4134）

広報うえのはら・あきやまの縮刷版を販売しています

▶完成した縮刷版



市では、旧町村のあゆみや出来事がぎっしりつまった旧上野原町の広報うえのはらと旧秋山村の広報あきやまの縮刷版を作成しました。

昨年の広報うえのはら8月号で予約を受け付けましたが、まだ、残部数がありますのでご希望の方はお求めください。

《広報うえのはら縮刷版》

●内容 昭和54年1月号(281号)～平成17年2月号(613号)2巻に分かれています。

●販売価格 7,000円

《広報あきやま縮刷版》

●内容・昭和26年7月号(1号)～平成17年2月号(162号)

●販売価格 5,000円

●問い合わせ 企画課計画推進担当（☎62-3118）

男女共同参画ニュース スマイル

《上野原スマイル プランを策定しました》

上野原市では、平成17年6月に『上野原スマイルプラン』を策定しました。

これは、上野原市の誰もがこのまちに住んでよかった、このまちにずっと住んでいたいと思えるまちづくりを、男女共同参画という視点から見つめ考えたプランです。

『一人ひとりが自分らしく暮らせるまち、男女が互いに認め合い、思いやる、人づくりに・まちづくりをめざします。』という総合目標を掲げています。

そして、このプランを推進していくために、平成17年10月に『上野原市男女共同参画推進委員会』が設置されました。現在21名の推進委員が活動を開始しています。

《男女共同参画社会って何でしょう？》

男女の人権が尊重されること。女性も男性も職場や家庭や地域で人間らしい生き方を楽しめること。お互いが支えあい、利益も責任も分かちあえること。男女でバランスの

とれた社会像である、と内閣府では言っています。

わが国には、『男女共同参画社会基本法』があり、山梨県には、『男女共同参画推進条例』があります。

また、平成10年には、『やまなしヒューマンプラン21』が策定され、県でも男女共同参画社会実現のための取り組みがされています。

上野原市の推進委員会も、そのような社会的な動きの一翼を担っています。

*

これから、みなさんのところへ、推進委員がお邪魔することがあると思います。そのときは、ぜひ話を傾けてみてください。さまざまな場で、男女共同参画に関する情報を発信して行く予定です。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの意識の改革が必要です。みなさん、ぜひ、一緒に考えてください。どうぞよろしく願っています。（上野原市男女共同参画推進委員会）

●問い合わせ 総務課行政防災担当（☎62-3117）

市アマチュアゴルフ選手権大会参加者募集

市ゴルフ連盟では、次の要領で、第12回アマチュアゴルフ選手権大会を実施します。

●日時 5月25日(木)

●場所 オリムピックカントリークラブ

●参加費 3000円

●プレイ代 1万3500円
(食事付、飲み物・消費税は別料金となります。)

●定員 160名(定員になり次第締め切ります。)

●申込み資格 市内に住所のある方

●申込み方法 参加申込書(一人でも可)に必要事項を記入のうえ、参加費を添えて、左記の各地区役員にお申し込みください。

※申込み用紙は、各地区役員

宅にあります。

●申込み期間 5月12日(金)まで

●問い合わせ 市アマチュアゴルフ選手権大会事務局
奈良寿弘(自宅・夜間のみ)
☎68-2203



地区役員名簿

地区名	氏名	名義
大目地区	水野忠	義夫
甲東地区	志村合	益美
巖地区	落藤正	章
大鶴地区	市川	深利
島田地区	小鷹正	利文
上野原地区	野路島	志建
	原福田	昌雄
	福宮川	野忠
桐原地区	佐野田	裕久
	富鷹取	橋武
西原地区	高奈良	長彦
	佐藤	均光
秋山地区	関戸	正文
	小笠原	嘉秀

職業訓練生を募集します

県立都留高等技術専門校では、次のとおり在職者訓練生を募集します。

《ワイド・基礎》

●対象者 パソコンの基本操作ができる人

●日程 6月1・2・5・6・8・9日の6日間

●時間 午後6時～8時50分

●定員 20人

●受講料 2100円

《シーケンス制御の基礎》

●対象者 シーケンス制御の知識を習得したい方

●日程 6月5・6・8・9・12日の5日間

●時間 午後6時～8時50分

●定員 10人

●受講料 2100円

《中高年齢者の講座造園》

●対象者 中高年齢者

●日程 6月15・16日の2日間

●時間 午前9時～午後4時

●定員 20人

●受講料 2100円

《ワイド・応用》

●対象者 ワードの基本操作ができる人

●日程 6月22・23・26・27・29・30日の6日間

「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」を開設しています

「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」は、市長が地域の身近な課題や市民のみなさんの提言等を直接お伺いし、お答えしていきます。

市民のみなさんの多くのご意見・ご提言をお待ちしていますので、どうぞお気軽にご来庁ください。

- 日時 毎月1回、午前9時から11時までの2時間を目安に実施します。
- 方法 お一人または1組(5人程度)を対象として、対話時間はおおむね20分とします。
- 場所 上野原市役所市長室
- 申込み・問い合わせ 上野原市役所総務部企画課計画推進担当
☎62-3118 ☎62-5333
E-mail: kikaku@city.uenohara.lg.jp

4月の「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」は、4月24日(月)午前9時から11時です。

- 時間 午後6時～8時50分
- 定員 20人
- 受講料 2100円
- 《人の扱い方》
- 対象者 管理監督者
- 日程 6月23・26・27・29・30日の5日間
- 時間 午後6時～8時50分
- 定員 10人
- 受講料 1000円
- 《家庭営繕科》
- 訓練期間 6月～11月(6か月間)
- 応募資格 公共職業安定所の求職申込者
- 締切 5月8日(月)
- 受講料 無料
- 訓練場所 県立都留高等技術専門校
- 申込み・問い合わせ 県立都留高等技術専門校(☎43-8911)

4月から山梨県の出先機関が変わります

県では、この4月から地域振興局を廃止し、新しい事務所での業務をスタートします。富士北麓・東部地域を富士・東部地域としました。

富士・東部地域（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡）を担当する事務所を南都留合同庁舎、富士吉田合同庁舎、北都留合同庁舎に置きます。

●問い合わせ

県新行政システム課

（☎055-223-1637）

県ホームページ URL

<http://www.pref.yamanashi.jp/>

■北都留合同庁舎

所在地 大月市大月町花咲1608-3

◇富士・東部建設事務所

道路、河川、都市計画、住宅および建築などの業務（☎22-7810）

■南都留合同庁舎

所在地 都留市田原3-3-3

◇富士・東部地域県民センター

総合窓口（パスポート、納税証明）、消防防災などの業務（☎45-7800）

◇富士・東部林務環境事務所

森林、林業、環境の保全などの業務（☎45-7810）

◇富士・東部農務事務所

農業、農村整備、農地関係の調整などの業務（☎45-7830）

■富士吉田合同庁舎

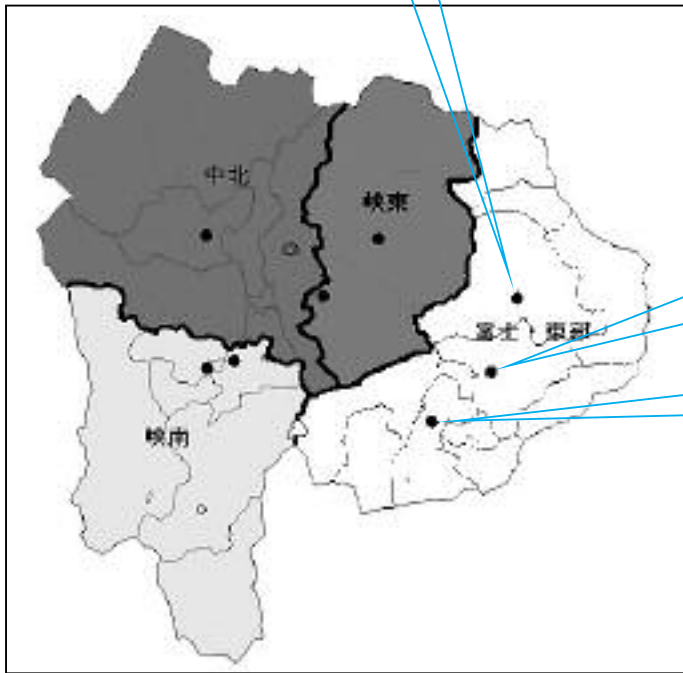
所在地 富士吉田市上吉田1-2-5

◇富士・東部保健福祉事務所

社会福祉、社会保障、保健衛生などの業務（富士・東部保健所）（☎0555-24-9032）

◇富士・東部建設事務所吉田支所

富士吉田市、南都留郡内の区域の道路・河川の整備や維持管理を行います。



「看護の日」のご案内

「看護の心をみんなの心に」

5月12日は『看護の日』、5月7日～13日は『看護週間』です。

これは、近代看護の創始者であるナイチンゲールの生誕を記念して制定されています。この機会を通じて、『看護の心』の普及啓発を行い、看護についての関心、理解を呼びかけるものです。

《第二十八回山梨県看護大会》

●日時 5月12日（金）午後2時～

●場所 ベルクラシック甲府

《いきいき看護文化展》

●日時 5月7日～13日

●場所 県民情報プラザ

《看護の心》

普及街頭キャンペーン

●日時 5月12日（金）

●場所 JR大月駅前他

《一日看護師》

6月～7月の期間、管内高校生を対象に一日看護体験実習を行います。

●問い合わせ 富士・東部保健福祉事務所・健康支援課

伝言板

富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）

富士吉田市上吉田1-2-5（☎0555-24-9032）

（☎0555-24-9034）

不正大麻・けし撲滅運動

アサの若い葉である大麻には幻覚を引き起こす成分が含まれているため、一般の栽培や所持が禁止されています。

けしの仲間には園芸用の植物として人気があります。しかし、けしの仲間にも大麻の成分が含まれているために法律で栽培が禁止されているものがあります。これらは外観の特徴から園芸用のけしと区別できます。

春先は、アサやけしが成長して、その特徴が現れる時期です。そこで、不正大麻・けし撲滅運動を実施します。

●実施期間

5月1日～6月30日

※不正栽培または自生している大麻・けしを発見した場合は、富士・東部保健所へ連絡してください。

●問い合わせ 富士・東部保健福祉事務所 衛生課（☎0555-24-9033）

わが家の主役



大目地区 水越 海里ちゃん (5か月)

博光さんと靖子さんの二女
 “三人きょうだいの三番目、
 思いやりのある優しい子に育ってね”



上野原地区 荒井 すずかちゃん (6歳)

文男さんとかずみさんの長女
 “元気いっぱい育ってね”

掲載写真募集！掲載したい写真をお持ちのうえ企画課までお越しく下さい。
 問い合わせ 企画課計画推進担当(電話62-3118)

健康ガイド



膝の痛み

上野原市立病院 整形外科

石塚 謙 医長

今回は、主に高齢者の膝の痛みの原因として、多いと思われる変形性膝関節症について話します。

変形性膝関節症は、関節軟骨を中心として、膝関節が徐々に退行性変性を来し、痛み、腫れ、変形などが生じる病気です。いわゆる『年齢的な変形』などと言われます。

明らかな原因がなく、加齢に伴って徐々に進行する一次性のものは女性に多く、日本人では、O脚になる内側型のものが圧倒的に多いです。症状は、歩行時や歩行後の膝関節痛が主で、安静により軽快します。痛みは膝関節の内側部にあることが多く、さらに進行すると、関節水症が出現します。また、さらに進行すると、O脚や関節の動きの制限などが見られます。

検査は、基本的にレントゲン写真をとって診断します。関節の隙間が狭くなったり、骨棘(トゲ)が見られたりしま

す。CTやMRIを行うこともあります。診断と治療を兼ねて、関節鏡検査(下手術)を行うこともあります。

鑑別診断としては、関節リウマチ、大腿骨顆部骨壊死などがあります。

保存療法には、生活の改善(肥満の予防、改善、運動療法(大腿四頭筋訓練が有効といわれている)、薬物療法(消炎鎮痛剤、湿布、塗り薬)などがあります。関節水症に対する穿刺、除去やヒアルロン酸ナトリウム製剤の関節内注入を行うこともあります。膝の装具や足底板を使用することもあります。

手術療法には、関節鏡視下手術、高位脛骨骨切り術、人工関節置換術などがあります。

膝の痛みなどで困っている方は、整形外科外来を受診することをおすすめします。ストレッチの指導なども行っています。

おめでた
おくやみ

◎この欄は、市役所市民課に希望があった方のみ掲載しています。

※敬称略 順不同

(一)は、誕生の場合は保護者、死亡の場合は届出人

Ⅱ2月中届出分Ⅱ

誕生

大目地区

一ノ宮咲良(孝明)

島田地区

飯島彩乃(信夫)

上野原地区

山口拓哉(法生)、横瀬真己(公一)、白井寧々(啓貴)

青柳友希(和宏)、宇田川輝(政志)、石井太陽(弘貴)

秋山地区

井上颯麻(吉國)

婚姻

上野原地区

畑野久Ⅱ小林ゆみ



今月の一冊

◇『わくわく日記』

朱川湊人／著 角川書店
不思議な能力を持つ少女、この少女が浮かび上がる事件の真相や様々な人間模様を昭和30年代を舞台に描く心温まる短編集。



◇『ザーヒル』

パウロ・コエーリョ／著 敬介／訳 角川書店
満ち足りた生活を捨てて姿を消した妻。失った愛を求め旅立つ作家は、自らの魂のいまだ知られざる場所へと。



新着図書案内

一般書

◇『お腹召しませ』

浅田次郎／著 中央公論新社

◇『時は静かに戦慄く』

木宮桑太郎／著 新潮社

◇『衣食足りて』

山口 瞳／著 河出書房新社

◇『恋をしよう。夢をみよう。旅にでよう。』

角田光代／著 ソニー・マガジンス

◇『世界の果てのビートルズ』

ミカエル・ニエミ／著 岩本正恵／訳 新潮社

◇『人生力をつける』

77人の珠玉の言葉
笠間達男／著 学事出版

◇『ヒデキマツ』

朝田武蔵／著 日本経済新聞社

児童書

◇『ハロルドのしっぽ』

ジョン・バーメルマンズ・マルシアーン／作 石井睦美／訳 B.L出版

◇『チャーリー』

ボーンは真夜中に
ジェニー・ニモ／作 田中薫子／訳 ジョン・シエリ／画 徳間書店

◇『アインシュタイン 16歳の夢』

戸田盛和／著 岩波書店

◇『天文学入門』

星・銀河とわたしたち
嶺重 慎・有本淳一／編著 岩波書店

◇『帰り道の1年』

たかはしきよし／絵・文 岩瀬 徹／監修 偕成社

◇『すべての人に医療を』

早乙女勝元・山本耕二／編 梅津ちお／文 国境なき医師団日本／監修 大月書店

絵本

◇『おでんさむらい』

いぶまきのまき
西村繁男／絵 内田麟太郎／文 くもん出版

◇『どうぶつに ふくを きては いけません』

ロン・バレット／画 シュディ・バレット／文 ふしみさを／訳 朔北社

◇『あなたをずっと ずっとあいつる』

宮西達也／作絵 ポプラ社

◇『ホームランを 打ったことのない君に』

長谷川集平／作 理論社

☆子ども映画会☆
4月はお休みです。

図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

○は休館日

☆親子文芸講座☆

『紙工作教室』

◎日時 4月22日(土)
午後2時～

☆おはなし会☆

『はじめての おるすばん』 ほか

◎日時 4月15日(土)

午後2時30分～

◎たんぼぼ会

☆リンデンドーム

朗読館☆

『雪姫』中原淳一作 他

◎日時 4月16日(日)

午後2時～3時30分

◎上野原朗読の会

☆蔵書点検休館☆

4月3日(月)から4月11日

(火)まで蔵書点検・館内整理のためお休みとなります。

(秋山分館は除く)返却本は、図書館前の返却ポストへお返しください。

死

亡

大目地区

坂本八重野(住雄)、佐藤弘(久男)

甲東地区

和智學菊枝、白倉茂子(忠雄)、市川房子(平)、網野々子(治)

巖地区

加藤育子(史)

島田地区

河内フミ子(哲雄)

上野原地区

田村わの代(二雄)、奈良や茂子(正幸)、田中マサ(博)、高橋ヒロ子(善得)

柵原地区

大久保菊江(道夫)、長田秋雄(二夫)

秋山地区

小笠原勲(英喜)、杉本福義(俊一)



カメラアングル

●地域のお話を寄せてください
企画課計画推進担当 電話62-3118



●防火パレード

3月1日～7日まで、火災予防の呼びかけや火災の発生を防止することなどを目的に春の火災予防運動が実施されました。

また、3月5日には、多くの消防団員や消防車両が参加して防火パレードも行われました。



●スポーツ吹き矢教室

3月5日、もみじホールにおいてスポーツ吹き矢教室が開催されました。吹き矢はスタートラインから8mのところの的があり、一人5本を1ラウンドとして3ラウンドで1ゲームとなっています。当日は、子どもから大人まで多くの人が体験し、楽しんでいました。



●仲居区で防犯ベルを設置

巖地区仲居区では、地域住民のボランティアで、四方津小学校・巖中学校の通学路4か所に防犯ベルを設置しました。これは、現在、続発している小・中学生に対する事件が起こらないようにと設置されています。(写真は3月6日の防犯ベル開設式)



●郷土西原を探求した成果を本にまとめる

西原中学校では、地区の山・川・地名・旧跡の場所や名称を114ページの冊子としてまとめました。この冊子を作るにあたり、全校生徒19人で高齢者の方に話を聞き、可能な場所は現地調査を行い、写真を撮るなどして確認しました。(写真は3月10日の学習会)

人口と世帯	
人口 ●	28,406人 (－48)
男 ●	14,188人 (－7)
女 ●	14,218人 (－41)
世帯 ●	10,052世帯 (－14)
平成18年3月1日現在	
() 内は	前月比

表紙の写真

上野原市長さんと語る会

2月27日、市議会議事堂で市内17校の小・中学校の代表者と上野原市長や教育委員が出席して、上野原市長さんと語る会が行われました。

語る会では、学校の代表者一人ひとりがその学校の特色や、これから市にやってもらいたい要望などを報告していました。要望では、学校の統合の問題や小学校での英語学習(ふれあいながら英語を学ぶ)、気軽に遊べる公園の設置など多くの意見が出ていました。